## 免税軽油制度の継続を求める件

軽油引取税の課税免除措置(以下「免税軽油制度」という。)が、令和6年3月末日で終了する予定である。

免税軽油制度は、道路を使用しない機械等の動力源として用いられる軽油について、軽油引取税(1キロリットル当たり32,100円)の課税を免除する特例措置で、船舶、鉄道、農業、林業、製造業など、幅広い事業に認められてきたものである。

とりわけ、スキー場産業では、索道事業者が使うゲレンデ整備車等に使う軽油が免税となっており、この制度がなくなれば、索道事業者は大きな負担増を強いられ、スキー場の経営維持が困難になるとともに、地域経済にも多大な影響を及ぼすこととなる。

よって、国会及び政府におかれては、冬季観光産業の重要な柱であるスキー場産業の経営維持を図り、地元雇用と地域経済の安定やインバウンドの誘致、ひいてはウィンタースポーツのさらなる発展につなげるために、免税軽油制度を令和6年4月以降も継続されるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年12月22日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

農林水産大臣

経済産業大臣

国土交通大臣

内閣官房長官様

仙台市議会議長 赤 間 次 彦